

注 ターミナルケア加算	(1) 死亡日以前4日以上30日以下	療養型老健以外の場合 (1日につき 160単位を加算)
		療養型老健の場合 (1日につき 160単位を加算)
	(2) 死亡日以前2日又は3日	療養型老健以外の場合 (1日につき 820単位を加算)
		療養型老健の場合 (1日につき 850単位を加算)
	(3) 死亡日	療養型老健以外の場合 (1日につき 1,650単位を加算)
		療養型老健の場合 (1日につき 1,700単位を加算)

注 特別療養費

注 療養体制維持特別加算 (1日につき 27単位を加算)

ハ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)

ニ 入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	在宅強化型の場合 (1回につき 450単位を加算)
	在宅強化型以外の場合 (1回につき 450単位を加算)

注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭においた施設サービス計画の策定と及び診療方針の決定を行った場合に算定

ニ 入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	在宅強化型の場合 (1回につき 480単位を加算)
	在宅強化型以外の場合 (1回につき 480単位を加算)

注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭においた施設サービス計画の策定と及び診療方針の決定を行うことに加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた切れ目ない支援計画を作成した場合に算定

ホ 退所時指導等加算	(1) 退所時等指導加算	(一) 退所前訪問指導加算 在宅強化型の場合 (入所中1回を限度に460単位を算定) 在宅強化型以外の場合 (入所中1回(療養型老健の場合は1回又は2回)を限度に460単位を算定)
		(二) 退所後訪問指導加算 (退所後1回を限度) 在宅強化型の場合 (460単位を算定) 在宅強化型以外の場合 (460単位を算定)
		(三) 退所時指導加算 (400単位)
		(四) 退所時情報提供加算 (500単位)
		(五) 退所前連携加算 (500単位)
	(2) 老人訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)	

注 入所期間が1月を超える入所者が退所又は試行的に退所する場合において、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合

注 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合

注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合

ヘ 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)

ト 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)

注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。

チ 経口維持加算(1月につき)	(1) 経口維持加算(Ⅰ) (400単位)
	(2) 経口維持加算(Ⅱ) (100単位)

注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。

注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合は、算定しない。

リ 口腔衛生管理体制加算 (1月につき 30単位を加算)

注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合

ヌ 口腔衛生管理加算 (1月につき 110単位を加算)

注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合
口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない

ル 療養食加算 (1日につき 18単位を加算)

ラ 在宅復帰支援機能加算 (療養型老健に限り1日につき 5単位を加算)

ワ 緊急時施設療養費	(1) 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定)
		療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定)
(2) 特定治療		

カ 所定疾患施設療養費	療養型老健以外の場合 (1月に1回7日を限度に、1日につき305単位を算定)
	療養型老健の場合 (1月に1回7日を限度に、1日につき305単位を算定)

コ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)

タ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	療養型老健以外の場合 (入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)
	療養型老健の場合 (入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)

レ 認知症情報提供加算 (1回当たり 350単位を加算)

ソ 地域連携診療計画情報提供加算	在宅強化型の場合 (入所者1人につき1回を限度として300単位を加算)
	在宅強化型以外の場合 (入所者1人につき1回を限度として300単位を加算)

ツ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)

ネ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×27/1000)
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×15/1000)
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)

注 所定単位は、イからツまでにより算定した単位数の合計

※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。